

勤労者財産形成年金預金（財形年金預金）



1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者財産形成年金預金（財形年金預金）
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 当行と財産形成預金の取扱契約を締結した事業所に雇用される勤労者の方で、財産形成年金預金契約時に満55歳未満の方 ※おひとり1契約で、1金融機関に限ります。
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> 積立期間は5年以上で年1回以上の預入れが必要です。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 事業主が勤労者に支払う給与（含賞与）から天引きして預入します。 1,000円以上 1,000円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 積立期間および据置期間内での払戻しはできません。 60歳に達した日以降、5年以上20年以内の期間にわたり、3ヵ月ごとにご指定の口座にご入金します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 原則として期日指定定期預金で運用し、お預入れ時の店頭表示金利を満期日まで適用します。（最終預入日までの期間により、一部はスーパー定期で運用します。） 個々の期日指定定期預金ごとに満期日に一括してお支払いします。 付利単位を100円として1年を365日とする日割計算（円未満切り捨て）で1年ごとの複利計算により算出します。 財産形成住宅預金と合算で元金（継続時に元金に組入れた利息を含みます。）合計550万円を限度として非課税とすることができます。 上記非課税限度額を超える場合は、元本全額の利子について20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 金利は当行窓口もしくはホームページでご確認ください。
7. 中途解約時の取り扱い (目的外引き出し)	<ul style="list-style-type: none"> 財形年金預金は、原則として、年金以外の目的でのお引き出しはできません。 年金としての受取以外の目的でお引き出しされる場合は、過去5年間に支払われた利息及び解約時の利息が課税されます。
8. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 2年以上の預入中断がある場合等、財産形成年金預金の要件を満たさない事態が発生した場合は、非課税の申告をされていても課税扱いとなります。 預金保険制度により下記の範囲内で保護されます。 預金保険制度により全額保護される決済用預金以外の預金と合算して、預金者お一人さまあたり1金融機関ごとに元本1,000万円までとそのお利息等。
9. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772